

こ成環第 268 号
令和 7 年 6 月 24 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和 7 年度妊婦のための支援給付事業費補助金の交付について

標記の補助金の交付については、別紙「令和 7 年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。
各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

令和7年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和7年度妊婦のための支援給付事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第68条第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する妊婦支援給付金の支給のために要する費用を交付することにより、必要な体制整備を行い円滑な支給及び運用の効率化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「妊婦のための支援給付事業の実施について」（令和7年6月24日こ成環第266号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「妊婦のための支援給付事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 都道府県分

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
委託経費等	こども家庭庁長官が必要と認めた額	妊婦支援給付金を希望者に応じてクーポン等で支給する場合に必要な需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	10/10

(2) 市町村分

ア 次の表の第1欄の種目ごとに、次により算出された額の合計額とする。

イ 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
委託経費等	こども家庭庁長官が認めた額	妊婦支援給付金を希望者に応じてクーポン等で支給するために必要な需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	10/10
事務費	こども家庭庁長官が認めた額	妊婦支援給付金を現金その他確実な支払方法で支給するために必要な報酬、給料及び職員手当、共済費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	1/2 (都道府県) 1/4 市町村 1/4
システム改修費	こども家庭庁長官が認めた額	社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの改版に対応するために必要な需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	2/3 (市町村) 1/3

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 4(2)の表第1欄に定める種目ごとの事業に要する配分を変更する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

(5) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(7) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式14により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

（申請手続）

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が別に指定する日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、様式3による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

また、都道府県知事は、市町村長から(1)の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式3に関係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（変更交付申請）

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、様式6による申請書を都道府県知事が別に指定する日までに、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、様式7による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

また、都道府県知事は、市町村長から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式7に関係書類を添えて、別に指定する日までに、こども家庭庁長官に提出するものとする。

(標準処理期間)

- 9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内にこども家庭庁長官に提出するものとし、こども家庭庁長官は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 この補助金の交付の決定は、次により行うものとする。
- (1) こども家庭庁長官は、市町村の補助金の交付決定を行うものとし、都道府県に対して、様式4又は様式8により、市町村への交付決定の通知を依頼するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の依頼があったときは、市町村に対し、様式5又は様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の実績の報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、都道府県知事が別に指定する日までに、様式10による報告書を都道府県に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村長から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式11に関係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までに、こども家庭庁長官に提出するものとする。

(額の確定の通知)

- 12 この補助金の交付額の確定は、次により行うものとする。
- (1) こども家庭庁長官は、市町村の補助金の額の確定を行うものとし、都道府県知事に対して、様式12により、市町村への交付額の確定の通知を依頼するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の依頼があったときは、市町村に対し、様式13により速やかに交付額の確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別に指定する日までに、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(様式1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金調書

令和 年度

内閣府所管 特別会計

且流件名

国		地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち国庫補助金相当額	決算額	うち国庫補助金相当額	
(組織) とも家庭庁 (項) 妊婦のための支援給付費 (目) 妊婦のための支援給付事業費補助金	円		円	円		円	円	円	円	

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(様式2)

(文 書 番 号)

令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 様式2別表1の国庫補助所要額のとおり

- 2 添付書類
 - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書
(様式2別表1)
 - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書内訳書
(様式2別表2)
 - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書
 - ・歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

(様式2別表1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調査書

自治体名 _____ 地方公共団体コード _____

種目	総事業費 A 円	寄付金その他 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 H 円
委託経費等								10/10
事務費								1/2
システム改修費								2/3
合計								

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 E欄には、ことも承取付最急が認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各種目ごとにG欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、各種目ごとにF欄の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(種目ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(様式2別表2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書(内訳書)

市町村名

種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等				円	円	
事務費	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金					
システム改修費	報酬 給料及び職員手当 共済費 需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金					
	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金					
合計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①☐法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②☐市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

()

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

()

4 事務費の実施内容

上記2の①の支給方法を次の人員体制で実施

職員： 名 ()

※記載例（会計年度任用職員：2名（事務補助職員））

5 システム改修費実施内容

※記載例

社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給 情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの改版を実施

(様式3)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

なお、管内市町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

1 国庫補助所要額 様式3別添の交付申請額のとおり

2 添付書類

【都道府県分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書（様式3別表1）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書内訳書（様式3別表2）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書
- ・歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

【市町村分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表（委託経費等）（様式3別表3-1）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表（事務費）（様式3別表3-2）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表（システム改修費）（様式3別表3-3）

(様式 3 別添)

(自治体名を記入)

交付申請額 金 *****(*)*****(*)円

都道府県分	金 *****(*)*****(*)円
市町村分	金 *****(*)*****(*)円
うち委託経費等	金 *****(*)*****(*)円
うち事務費	金 *****(*)*****(*)円
うちシステム改修費	金 *****(*)*****(*)円

(様式3別表1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調査書

都道府県名 _____

種目	総事業費 A 円	寄付金その他 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 H 円
委託経費等								10/10
合計								

※ 北方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 E欄には、こども家庭庁長官が認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各種目ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、各種目ごとにF欄の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(様式 3 別表 2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書 (内訳書)

都道府県名

種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金			円	円	
合 計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

()

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

()

(様式4)

こ成環第※号
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付決定通知依頼書

令和※年※月※日※※※※で進達があった令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、別表のとおり交付決定することにしたので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の10に定める様式5により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付決定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で申請のあった令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和※年※月※日こ成環第※号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は令和※年※月※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金※※※※※※※※円
補助金の額	金※※※※※※※※円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

種目	事業に要する経費	補助金の額
委託経費等	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
事務費	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
システム改修費	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円

- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この交付金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 11 に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(様式6)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の変更交付申請について

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 様式6別表1の今回追加(一部取消)額のとおり
- 2 添付書類
 - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表(様式6別表1)
 - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表内訳書(様式6別表2)
 - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書
 - ・歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

(様式 6 別表 1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表

自治体名 _____ 地方公共団体コード _____

種目	総事業費 A 円	寄付金その他 収入予定額 B 円	差引額 (A - B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 H 円	既交付決定額 I 円	今回追加 (一部取消) 額 (H-I) J 円
委託経費等								10/10		
事務費								1/2		
システム改修費								2/3		
合計										

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 E欄には、ごども家庭庁長官が認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各種目ごとにG欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、各種目ごとにF欄の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 5 J欄には、I欄の既交付決定額とH欄の国庫補助所要額との差額を記入すること。

(様式6別表2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表 (内訳書)

市町村名						
種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等				円	円	
事務費	需用費					
	備品購入費					
	役務費					
	使用料及び賃借料					
	報償費					
	委託費 負担金					
システム改修費	報酬					
	給料及び職員手当					
	共済費					
	需用費					
	備品購入費					
	役務費					
システム改修費	使用料及び賃借料					
	報償費					
	委託費					
	負担金					
	需用費					
	備品購入費					
役務費						
使用料及び賃借料						
報償費						
委託費						
負担金						
合 計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①☐法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②☐市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

()

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

()

4 事務費の実施内容

上記2の①の支給方法を次の人員体制で実施

職員： 名 ()

※記載例（会計年度任用職員：2名（事務補助職員））

5 システム改修費実施内容

※記載例

社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給 情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの改版を実施

(様式7)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の変更交付申請について

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

なお、管内市町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

- 1 変更交付申請額 様式7別添の変更交付申請額のとおり
- 2 添付書類

【都道府県分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書(様式7別表1)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書内訳書(様式7別表2)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書
- ・歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

【市町村分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表(委託経費等)(様式7別表3-1)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表(事務費)(様式7別表3-2)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表(システム改修費)(様式7別表3-3)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表

都道府県名 _____

種目	総事業費 A 円	寄付金その他 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 H 円 10/10	既交付決定額 I 円	今回追加 (一部取消)額 (H-I) J 円
委託経費等										
合計										

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 E欄には、この事業費が認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各種目ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、各種目ごとにF欄の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 5 J欄には、I欄の既交付決定額とH欄の国庫補助所要額との差額を記入すること。

(様式7別表2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表(内訳書)

都道府県名						
種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金			円	円	
合 計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①☐法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②☐市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

()

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

()

(様式 8)

こ 成 環 第 ※ 号
令 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付決定通知依頼書

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定の通知を依頼した令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※で進達があった申請に基づき、決定の内容の一部を別表のとおり変更することに決定したので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の10に定める様式9により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(様式 9)

(文 書 番 号)

令和※※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付決定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和※※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※※申請に基づき、令和※※年※※月※※日こ成環第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は令和※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金※※※※※※※円
（うち今回増加額	金※※※※※※※円）
（今回減少額	金※※※※※※※円）
交 付 金 の 額	金※※※※※※※円
（うち今回増加額	金※※※※※※※円）
（今回減少額	金※※※※※※※円）

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

種目	事業に要する経費	補助金の額
① 委託経費等	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
うち今回増加額	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
今回減少額	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
② 事務費	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
うち今回増加額	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
今回減少額	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
③ システム改修費	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
うち今回増加額	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円
今回減少額	金※※※※※※※円	金※※※※※※※円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(様式 10)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 補助金精算額

様式 10 別表の要国庫補助額と交付決定額のいずれか少ない額

2 添付書類

- ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表（様式 10 別表 1）
- ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表内訳書（様式 10 別表 2）
- ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書
- ・ 歳入歳出決算書（又は見込み書）抄本

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表

自治体名 _____ 地方公共団体コード _____

種目	総事業費 A 円	寄付金その他 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	要国庫補助額 H 円	交付決定額 I 円	受入済額 J 円	差引過不足額 (J-H) K 円
委託経費等								10/10			
事務費								1/2			
システム改修費								2/3			
合計											

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 E欄には、こども家庭庁長官が認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各種目ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、各種目ごとにF欄の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(種目ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 5 J欄には、I欄の交付決定額のうち受入済額を記入すること。
- 6 K欄には、J欄の受入済額とH欄の要国庫補助額の差額を記入すること。

(様式10別表2)

令和×年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告額算出表 (内訳書)

市町村名

種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等				円	円	
事務費	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金					
システム改修費	報酬 給料及び職員手当 共済費 需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金					
	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金					
合計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①☐法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②☐市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

()

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

()

4 事務費の実施内容

上記2の①の支給方法を次の人員体制で実施

職員： 名 ()

※記載例（会計年度任用職員：2名（事務補助職員））

5 システム改修費実施内容

※記載例

社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給 情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの改版を実施

(様式 11)

(文 書 番 号)
令和**年**月**日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和**年度妊婦のための支援給付事業費補助金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

なお、管内市町村から提出された標記報告書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので様式 11 別表 3 のとおり提出する。

1 補助金精算額 様式 11 別添の補助金精算額のとおり

2 添付書類

【都道府県分】

- ・ 令和**年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表（様式 11 別表 1）
- ・ 令和**年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表内訳書（様式 11 別表 2）
- ・ 令和**年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書
- ・ 歳出歳入決算書（又は見込書）抄本

【市町村分】

- ・ 令和**年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額内訳表（委託経費等）（様式 11 別表 3-1）
- ・ 令和**年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額内訳表（事務費）（様式 11 別表 3-2）
- ・ 令和**年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額内訳表（システム改修費）（様式 11 別表 3-3）

(様式11別表1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表

都道府県名 _____

種目	総事業費 A 円	寄付金その他 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	基準額 E 円	遡定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	要国庫補助額 H 円 10/10	交付決定額 I 円	受入済額 J 円	差引過不足額 (J-H) K 円
委託経費等											
合計											

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 E欄には、このもぎ履行長官が認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各種目ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、各種目ごとにF欄の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(種目ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 5 J欄には、I欄の交付決定額のうち受入済額を記入すること。
- 6 K欄には、J欄の受入済額とH欄の要国庫補助額の差額を記入すること。

(様式11別表2)

令和×年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告額算出表(内訳書)

都道府県名

種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金			円	円	
合計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

()

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

()

(様式 12)

こ 成 環 第 ※ 号
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付額確定通知依頼書

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定の通知を依頼した貴管内市町村に係る令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※※で進達があった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の 12 に定める様式 13 により貴管内市町村に通知されたい。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

(様式 13)

(文 書 番 号)

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付額確定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※※事業実績報告に基づき、令和※※年※※月※※日こ成環第※号をもって交付額が金※※※※※※※円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金※※※※※※※円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ぜられたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

(様式 14)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
市 町 村 長

令和※年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和※年※月※日こ成環第※号により交付決定を受けた令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金について、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」6の(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

以上